

Q1. 津波防災地域づくりに関する法律とは？

A1. 平成23年3月の東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、最大クラスの津波から「なんとしても人命を守る」という考えのもと、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目的として、平成23年12月に施行された法律です。

この法律では、県が実施する「津波災害警戒区域等の指定」や「津波浸水想定の設定」、市町が実施する「推進計画の作成」など、津波防災を進めるための取組が定められています。

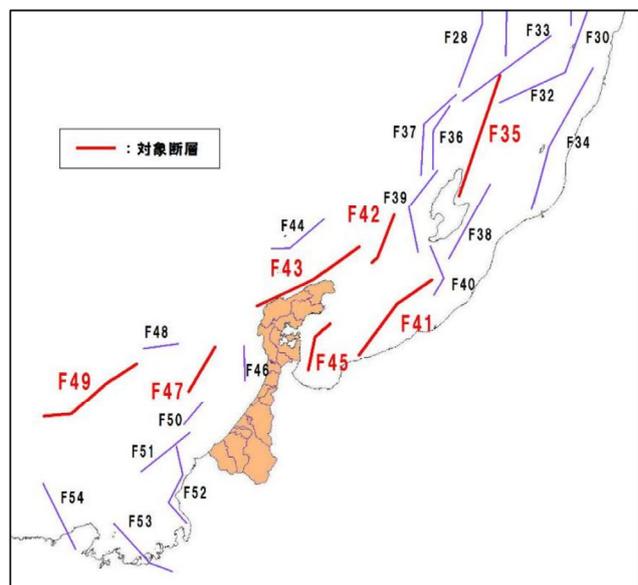


Q2. 最大クラス（レベル2）の津波とは？

A2. 現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したもので、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすとされる津波です。

石川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルは下図のとおりです。詳細は県ホームページで確認できます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/tsunami/h28tsunami.html



最大クラスの津波をもたらすと想定される断層

Q3. 津波浸水想定とは？

A3. 津波による浸水の危険度の目安として、最大クラスの津波が発生した場合に想定される最大の浸水区域と浸水深を県知事が設定し公表するもので、警戒避難体制の整備など、津波防災地域づくりに関する各種取組の基礎となる情報です。石川県では平成29年5月に公表しており、その内容は県ホームページで確認できます。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/tsunami/h28tsunami.html

Q4. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは？

A4. 最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を特に整備すべき区域として県知事が指定するものです。

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

津波防災地域づくりに関する法律 - 津波災害に強い地域づくりに向け-



国土交通省HPより

Q5. 基準水位とは？

A5. 津波浸水想定における浸水深に、津波が建物等に衝突した際のせき上げ高を加えた水位です。避難所の必要な高さを明確にするなど、効果的な整備の目安となるものとなっており、地盤面からの高さ（水深）で表示しています。

津波浸水想定



津波災害警戒区域

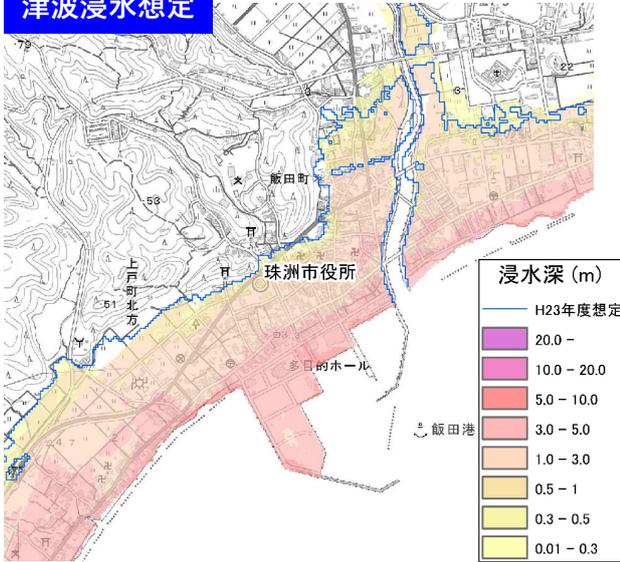


$$\text{基準水位} = \text{浸水深} + \text{せき上げ高}$$

Q6. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定範囲はどのように設定されるのか？

A6. 石川県が平成29年5月に公表した最大クラスの津波浸水想定区域図と同じ範囲で設定しています。
 なお、「津波浸水想定区域」では浸水深に応じて着色しますが、「津波災害警戒区域」では浸水深に建築物等への衝突によるせき上げ高を加えた水位（基準水位）を数字（0.1m単位）で表示します。

津波浸水想定



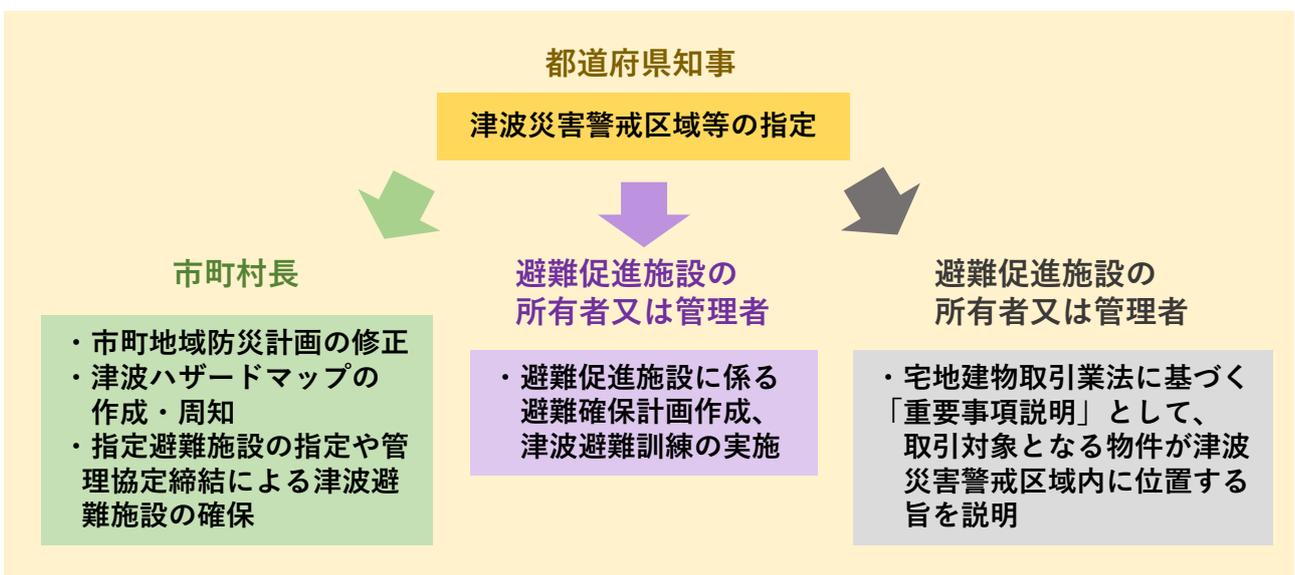
津波災害警戒区域

10mメッシュごとに基準水位を明示



Q7. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されるとどのようなことが行われるのか？

A7. 市町において、津波ハザードマップの作成・周知、避難場所や避難路の確保などの対策が実施されることとなります。また、市町の地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた社会福祉施設、学校、医療施設においては、避難確保計画の作成と市町長への報告及び公表、避難訓練の実施など、警戒避難体制の整備に向けた対策に取り組んでいく必要があります。
 このほか、宅地建物の取引においても、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域内に位置する旨を説明することが必要となります。



Q8. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると住宅等の建築は制限されるのか？

A8. 住宅等の建築やそれに伴う開発行為自体は制限されません。

Q9. 津波災害警戒区域に指定による住民のメリットはあるのか？

A9. 津波災害警戒区域指定の目的は、最大クラスの津波が発生した際に、住民等の生命・身体を守ることです。区域指定により、基準水位を踏まえた効果的な避難場所の確保やハザードマップの公表、避難確保計画の作成等が進み、津波からのより確実な避難により、人的被害が軽減されることを期待しています。

Q10. 津波災害警戒区域に指定されなかった地域は安全ということか？

A10. 最大クラスの津波は、現在の科学的知見に基づき、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものです。さらに大きな津波が発生する可能性が全く無いというものではありません。そのため、指定されなかった地域でも浸水が発生したり、また指定された地域においても基準水位より高い水位となる可能性があるため注意が必要です。

Q11. 今後、津波災害特別警戒区域の指定は行うのか？

A11. 波災害特別警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合に、建築物が損壊又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域とされています。

指定については、開発行為や建築に関して一定の制限を設けるため、市町における津波災害に対する防災・減災に向けたまちづくりの方針を踏まえて検討する必要があることから、今後、慎重に検討していく必要があると考えています。